

令和7年11月20日
国土交通省海事局

運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示（仮称）案に対する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年9月18日から令和7年10月18日まで、海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示（仮称）案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和7年9月18日（木）から令和7年10月18日（土）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 3件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課

（代表）03-5253-8111（内線43-528）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の参考にさせていただきます。

| ご意見の概要 | 考え方 |
|--|--|
| <p>兼務講習管理者の年齢要件は、不要ではないか？</p> | <p>講習管理者は、講習を管理する者として講師や受講状況の管理等を実施しなければならず、最低限の社会経験等が必要であると考え、25歳以上としています。</p> <p>なお、安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の更新講習の管理者においても、同様の理由から25歳以上の年齢要件を設けております。</p> |
| <p>兼務講習の講義時間について、1時間以上とあるが、同種の講習と比して短時間であり、学習効果に疑義が生じ得るとともに、旅客船の安全・安心対策としては不十分なものになってしまう恐れがある。</p> <p>このため、講義時間を適切な時間に修正するか、1時間で良しとした明確な根拠を示されるかどちらかで対応されたい。</p> | <p>兼務する場合には運航管理者が船上ではできないことを陸上従業者が担うものであり、運航管理者の業務をすべて陸上従業者に行わせるものではありません。</p> <p>あくまで兼務講習では、運航管理者のすべての業務ではなく、兼務するにあたり必要な最低限の知識について習得していただく予定であり、これらを習得するには十分な時間であると考えております。また、緊急時において受講しなければならないことへの負担にも鑑み、1時間は必要最小限かつ、十分な時間として設定しています。</p> |
| <p>講習を修了したら未成年でも陸上従業者になれるのか。成人がやるべきではないか</p> | <p>陸上従業者は、運航管理者の業務の一部を行うに当たり、業務に対する責任が生じます。運航管理者の資格が18歳以上（海上運送法第32条の8第1号で引用する第32条の4第1号）であることを踏まえ、兼務講習の受講要件を18歳以上とすることで、18歳に満たない者が陸上従業者として業務できないように修正します。</p> <p>本告示第9条第2項に以下の内容の号を追加します。</p> <p>「運航管理者兼務講習を受講できる者は、十八歳以上の者であること。」</p> |